



鳥取県公報

平成 24 年 3 月 2 日 (金)
第 8 3 7 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定の辞退 (124) (障がい福祉課) . . . 2 鳥取県海面漁業調整規則による聴聞 (125) (水産課) 2 土地改良法による換地処分 (2 件) (126・127) (東部総合事務所農林局) 2 指定居宅サービス事業者の指定 (128) (中部総合事務所福祉保健局) 3 指定居宅介護支援事業者の指定 (129) (〃) 3 指定介護予防サービス事業者の指定 (130) (〃) 3 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (131) (〃) 4 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (132) (〃) 4 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (133) (〃) 4 障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (134) (〃) 5
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (景観まちづくり課) 5 土地収用法による審理の開始 (技術企画課) 5

告 示

鳥取県告示第124号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定の辞退があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称及び所在地	指定の辞退に係る施設の名称及び所在地	辞退年月日	施設障害福祉サービスの種類
社会福祉法人敬仁会 倉吉市山根55	知的障害者通所授産施設よなご大平園 米子市二本木1690	平成24年2月29日	知的障害者通所授産施設支援
社会福祉法人みのり福祉会 倉吉市福守町452	向山ブルースカイ 倉吉市和田東町向山914-58-2	”	身体障害者通所授産施設
社会福祉法人トマトの会 東伯郡北栄町北条島366-7	社会就労センターげんき工房 東伯郡北栄町北条島366-7	”	知的障害者通所授産施設支援

鳥取県告示第125号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第28条第1項の規定により漁業の許可を取り消すことに伴い、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第13条第1項の規定により読み替えて適用する同規則第9条前段の規定により告示する。

平成24年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 聴聞の日時 平成24年3月13日（火）午後2時から
- 2 聴聞の場所 鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第22会議室（鳥取県庁第二庁舎4階）
- 3 事案の内容 鳥取県海面漁業調整規則第28条第1項の規定により漁業の許可を取り消すものである。

鳥取県告示第126号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る小倉地区（第1工区）の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成24年3月2日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

鳥取県告示第127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る小倉地区（第2工区）の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成24年3月2日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

鳥取県告示第128号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月2日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人トマトの会	ヘルパーステーショントマトゆりはま	東伯郡湯梨浜町大字龍島500	平成24年3月1日	訪問介護

鳥取県告示第129号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月2日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社メディコープとっとり	株式会社メディコープとっとり居宅介護支援事業所倉吉	倉吉市福庭町一丁目225	平成24年3月1日

鳥取県告示第130号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月2日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人トマトの会	ヘルパーステーショントマトゆりはま	東伯郡湯梨浜町大字龍島500	平成24年3月1日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月2日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
医療法人至誠会	デイサービスひまわり関金	倉吉市関金町関金宿1891-1	平成24年2月21日	通所介護

鳥取県告示第132号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月2日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
医療法人至誠会	デイサービスひまわり関金	倉吉市関金町関金宿1891-1	平成24年2月21日	介護予防通所介護

鳥取県告示第133号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月2日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人みのり福祉会	倉吉市福守町452	みのりサングリーン	倉吉市和田東町向山914-58	短期入所	平成24年3月1日
〃	〃	サンジュエリー短期入所	倉吉市福守町452	〃	〃
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	障害者支援施設敬仁会館	倉吉市山根55-39	〃	〃

社会福祉法人 みのり福祉会	倉吉市福守町452	向山ブルースカイ	倉吉市和田東町向 山914-58-2	就労継続支援 B型	〃
社会福祉法人 トマトの会	東伯郡北栄町北 条島366-7	社会就労センター げんき工房	東伯郡北栄町北条 島366-7	〃	〃
〃	〃	ヘルパーステーシ ョントマトゆりは ま	東伯郡湯梨浜町大 字龍島500	居宅介護、重 度訪問介護、 同行援護	〃

鳥取県告示第134号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月2日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務 所の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行っ ていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サ ービス事業を行って いた事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 みのり福祉会	倉吉市福守 町452	サンジュエリー	倉吉市福守町452	短期入所	平成24年2月 29日
〃	〃	みのりサングリーン	倉吉市和田東向山914- 58	〃	〃
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根 55	ショートステイ敬仁 会館	倉吉市山根55-39	〃	〃

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画下水道 米子市公共下水道
米子境港都市計画公園 2・2・10号目久美公園
淀江都市計画一団地の住宅施設 淀江リタイアメント・グリーンコミュニティ
- 縦覧場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成24年3月2日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

1 期日

平成24年3月22日（木）午前10時30分

2 場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階 第22会議室

3 件名

鳥取都市計画道路事業3・5・13号雲山吉成線及び3・3・2号西円通寺裁判所線